

## 総 則

### (目的)

第1条 この要綱は、大規模な震災等による非木造建築物の倒壊等の被害を最小限にとどめるため、「板橋区耐震改修促進計画(平成20年3月策定)」に基づき実施される建築物の耐震性向上に資する事業に要する費用を助成し建築物の安全性向上を促進するほか、特定緊急輸送道路沿道建築物にあつては、耐震推進条例に基づき、地震発生時において当該建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、当該建築物の耐震化事業に係る費用を助成し当該沿道建築物の耐震化を促進することで、災害に強い安全なまちづくりの実現を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付国官会第2317号)、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(令和3年3月3日付国住街第222号、国住市第155号)及び耐震推進条例に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

#### (1) 耐震診断

耐震改修促進法第4条第2項第3号に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術上の指針となるべき事項」という。)に基づき、地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。

#### (2) 補強設計

耐震診断の結果  $I_s$ (構造耐震指標)の値が0.6相当未満である建築物について、建築物の耐震性の向上を図る補強方法等を計画し、 $I_s$ (構造耐震指標)の値が0.6相当以上となる設計を行うことをいう。

#### (3) 耐震改修工事

補強設計により実施する改修工事をいう。

#### (4) 建替え工事

第1号の耐震診断を実施した結果に基づいて、既存の建築物を除却し、建築物を新築する工事をいう。

#### (5) 除却工事

建築物全部を除却する工事をいう。

(6) 耐震改修等工事

第3号から前号までに掲げる事項を合わせたものをいう。

(7) 耐震化事業

第1号から第5号までに掲げる事項を合わせたものをいう。

(8) 助成事業

本要綱による助成金の交付を受けて行われる耐震化事業をいう。

(9) 助成対象経費

本要綱による助成の対象となる経費をいう。

(10) 申請予定者

本要綱による助成金の交付を受けようとする者をいう。

(11) 助成事業者

本要綱による助成金の交付決定又は全体設計の承認を受けて、助成事業を行う者をいう。

(12) 管理組合

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号に規定する管理組合をいう。

(13) 住宅

1戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。

(14) マンション

共同住宅のうち、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの(店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)をいう。

(15) 分譲マンション

前号に掲げるマンションであって、2以上の区分所有者(区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存し、居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。)があるものをいう。

(16) 占有者

助成対象の建築物の所有者(区分所有者を含む。)との間に締結された、賃貸借契約(助成金交付申請日より、1年以上前に契約締結され、かつ、助成金交付申請日の1年前の翌日以後に契約期間が終了するものであって、当該契約期間が1年以上(耐震改修等工事に起因して、当該契約期間が1年未満に変更されたものを含む。)に基づき、当該助成対象建築物に継続して占有する者(所有者と生計を一にしている者を除く。)をいう。

(17) 緊急輸送道路

東京都耐震改修促進計画に定める緊急輸送道路及び板橋区地域防災計画に定める避難道路をいう。

(18) 特定緊急輸送道路沿道建築物

耐震推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路の沿道又の沿道にある建築物のうち、建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、前面の緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離(幅員が12m以下の場合は6mに固定)を加えたものを超えるものをいう。

(19) 一般緊急輸送道路沿道建築物

特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路の沿道にある建築物のうち、建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、前面の緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離(幅員が12m以下の場合は6mに固定)を加えたものを超えるものをいう。

(20) 工事監理者

建基法第2条第1項第11号に規定する工事監理者をいう。

(21) 確認済証

建基法第6条第1項で定める確認済証をいう。

(22) 検査済証

建基法第7条第5項又は第7条の2第5項で定める検査済証をいう。

(23) 評定書

別に定める耐震評定機関において、耐震診断又は補強設計について技術上の指針となるべき事項に適合する水準にあると評定等されたことを証する書類をいう。

(24)  $I_s$  (構造耐震指標)

技術上の指針となるべき事項における  $I_s$  (構造耐震指標) をいう。

(25) 法令略称

建基法：建築基準法(昭和25年法律第201号)

建築士法：建築士法(昭和25年法律第202号)

耐震改修促進法：建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

耐震推進条例：東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成23年東京都条例第36号)

区分所有法：建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)

## 助成手続き

(助成対象建築物及び要件)

第3条 助成対象となる建築物は、別表1のとおりとする。

2 助成対象の要件は、別表2のとおりとする。

(助成対象者)

第4条 別表1に掲げる、建築物の所有者又は管理組合で耐震化事業を行うものは、この要綱による助成を受けることができる。ただし、特殊法人、独立行政法人、認可法人、特別民間法人、特殊法人たる特殊会社及び地方住宅供給公社はこの限りでない。

(助成対象となる経費)

第5条 助成対象経費は、耐震化事業に直接要する費用とする。

2 耐震改修等工事にかかる助成対象経費には、工事監理費を含める。

3 助成対象経費には、消費税を含むことができる。ただし、消費税仕入控除額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

4 減額せずに申請し、後に消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行った場合、消費税に係る補助金相当額を返還しなければならない。

5 助成事業者は、区長から消費税に係る報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表3のとおりとする。

2 前項の規定により算出した助成金は、板橋区の予算の範囲内で交付できる。

3 この要綱及びその他の要綱(廃止となった要綱を含む。)による耐震化事業に係る助成金の交付を既を受けて事業を実施した建築物、その他制度による助成金(本要綱と重複するものに限る。)の交付を既を受けて事業を実施した建築物並びに既に補助金の交付を受けた他の制度において重複して補助金の交付を受けることができないとされた建築物は、助成対象とすることができない。

(事前相談)

第7条 申請予定者(第18条の規定による全体設計の承認を受けようとする者を含む。)は、事前相談申込書に関係書類を添えて板橋区と事前相談を行う。

2 前項の相談の結果、相談結果通知書により申請予定者に通知する。

(助成金の交付申請)

第8条 申請予定者が助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書に関係書類を添えて、区長に申請する。

(助成金の交付決定及び通知)

第9条 区長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査のうえ助成の可否を決定し、助成金の交付を決定したときは助成金交付決定通知書により、交付しないと決定したときは助成金不交付決定通知書により、当該申請予定者に通知する。

2 区長は、助成金の交付を決定しようとするときに、交付に関する必要な条件を付することができる。

(事業の着手)

第10条 申請予定者は、前条の交付決定通知を受けるまでは、助成事業に係る契約の締結及び事業に着手できない。

2 申請予定者は、第18条第1項の規定により全体設計の承認を申請するときは、同条第2項の承認通知を受けるまでは、当該耐震改修等工事に係る契約の締結及び工事に着手できない。

3 助成事業者は、速やかに助成事業に着手し実施する。

4 助成事業者が助成事業に着手したときは、速やかに助成事業着手届出書に関係書類を添えて、区長に届け出る。

(工事の監理)

第11条 耐震改修等工事は、工事監理者を定めて施工する。

(変更の申請)

第12条 助成事業者が、助成金の額の変更を伴う内容変更をしようとするときは、助成金変更交付申請書に変更後の見積書の写し(内訳書を含む。)又は変更の内容がわかる書類を添えて、区長に申請する。

2 区長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更を認めたときは、助成金変更交付決定通知書により、変更を認めないときは、助成金変更不交付決定通知書により、当該申請予定者に通知する。

3 前項の変更交付決定を受けるまでは、当該変更に係る助成事業に着手できない。

4 助成事業者が、助成金の額の変更を伴わない範囲で、次に掲げるいずれかの変更があるときは、助成事業変更届出書に関係書類を添えて、区長に届け出る。

(1) 工程の変更(原則として、第10条第4項の着手届出書を提出した以降のものに限る。)

(2) 耐震改修等工事にあつては、助成対象となる部分の配置、構造、形状及び仕上げの変更(再び評定が必要なものに限る。)

(3) その他申請内容の変更

- 5 前項第2号の内容変更について、中間検査申請前にあつては次条第2項の工事中間検査申請書を、中間検査後にあつては第14条第1項の助成事業完了報告書を届け出ることをもって、変更届出書の提出に代えることができる。
- 6 第4項第3号に掲げる内容の変更にあつては、助成事業の完了後速やかに第14条第1項の助成事業完了報告書を届け出ることをもって、変更届出書の提出に代えることができる。
- 7 区長は、第4項に規定する助成事業変更届出書の提出があつたときは、助成事業変更承認通知書により、当該助成事業者へ通知する。ただし、工事中間検査申請書による届出であつた場合は工事中間検査適合通知書、完了報告書による届出であつた場合は助成金額の確定通知書をもってこれに代える。

#### (耐震改修工事の中間検査)

第13条 区長は、耐震改修工事に関して工事の内容が適切であるかを判断するために、検査を実施する工程を指定し、中間検査を行う。

- 2 助成事業者は、助成事業が別に定める工程に達したとき、工事中間検査申請書に関係書類を添えて、中間検査を区長に申請する。
- 3 区長は、前項の申請を受けたときは、速やかに検査を行う。
- 4 区長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われていると認めるときには、工事中間検査適合通知書により、当該助成事業者へ通知する。

#### (完了の報告)

第14条 助成事業者は、助成事業の完了後速やかに、助成事業完了報告書に関係書類を添えて、区長に報告する。

- 2 請求書の写しを提出した助成事業者は、助成事業に要した経費を支出した後、速やかに当該請求書に係る領収書の写しを区長に提出する。

#### (助成金の額の確定)

第15条 区長は、前条第1項の報告があつた場合は、速やかにその内容について審査及び現場検査(耐震改修等工事を対象とするものに限る。)を行い、交付決定の内容に適合したものであると認めるときは、当該助成金の額を決定し、助成金額の確定通知書により、当該助成事業者へ通知する。

#### (耐震改修等工事に対する是正指導等)

第16条 区長は、第13条第3項又は前条の検査を行った結果、耐震改修等工事が適切に行われていないと認めるときには、耐震改修等工事が適切に行われるよう助成事業者、工事監理者又は工事施工者に対して指導する。

- 2 助成事業者は、前項の指導を受けた場合は、耐震改修等工事の内容が適切になるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合において、助成事業者は、第 13 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定を準用し、報告書等を提出する。
- 3 助成事業者が第 1 項の指導による必要な措置を講じないときは、区長は当該耐震改修等工事に係る交付決定を取り消すことができる。

(助成金の交付請求及び交付)

第 17 条 第 15 条の確定通知を受けた助成事業者が助成金を請求するときは、助成金交付請求書に支払金口座振替依頼書を添えて、区長に請求する。

- 2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、確定した助成金を助成事業者に交付する。

(全体設計承認)

第 18 条 申請予定者は、耐震化事業が複数年度にわたるときは、耐震化事業に係る契約を締結する前に、全体設計承認申請書に係る書類を添えて、耐震化事業に係る事業費の総額及び事業完了時期等について、全体設計の承認を区長に申請する。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査のうえ承認の可否を決定し、承認することを決定したときは全体設計承認通知書により、承認しないと決定したときは全体設計不承認通知書により、当該申請予定者に通知する。
- 3 区長は、前項の承認をしようとするときに、これらに関する必要な条件を付することができる。
- 4 当該申請予定者は、第 2 項の全体設計の承認があった場合は、全体設計承認の内容に基づいて工事を行い、工事費の発生する年度ごとに第 8 条の交付申請を行う。ただし、全体設計の開始年度の交付申請にあつては、第 1 項の全体設計の承認申請の後に行う。
- 5 前項の規定により第 8 条の交付申請を行うときは、書類の添付を省略できる。
- 6 全体設計の開始年度以外は第 10 条第 1 項の契約の締結及び同条第 4 項の規定を除外する。

(交付決定の取消し)

第 19 条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付決定を受けたとき。
  - (2) この要綱の内容若しくは交付決定の際に付した条件に違反し、又は区長の指示に従わなかったとき。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成事業取止め届出書により、速やかに助成

事業の取止めを区長に届け出る。

- (1) 助成金の交付に係る助成事業を取止めたとき。
- (2) 助成事業の内容がこの要綱に適合しなくなったとき。
- (3) 助成金の交付を辞退するとき。

3 区長は、前項の届出書が提出されたときは、当該交付決定を取消す。

4 区長は、第1項又は前項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、その理由を付して、助成金交付決定取消通知書により、当該助成事業者へ通知する。

#### (助成金の返還)

第20条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合であつて、その取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

#### (指導及び助言並びに勧)

第21条 区長は、当該建築物の耐震改修等工事に対する安全性の確保及び向上を目的に、助成事業者、工事監理者又は工事施工者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

2 区長は、助成事業の結果、倒壊の危険性があると判断されたときは、地震に対して安全な構造とする対策をとるよう、助成事業者へ勧告をすることができる。

#### (委任)

第22条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

#### 付 則 (令和5年2月20日制定)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、令和6年3月31日までの間において、第18条第2項の規定による全体設計の承認を受け、耐震改修等工事に着手(契約締結)しているものについては、同期限を令和7年3月31日と読み替える。
- 3 「板橋区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業要綱」第49条第2項の全体設計の承認を受け、耐震改修等工事に着手(契約締結)しているものについては、同要綱失効後もなおこの効力を有し、その要綱を適用する。



付 則 （令和6年3月7日改正）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による手続を行うために必要な限度において、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

付 則 （令和7年3月21日改正）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による手続を行うために必要な限度において、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

別表1-1(第3条関係)

助成対象建築物(緊急輸送道路沿道建築物)

	要件	耐震診断	補強設計	耐震改修等 工事
1	昭和56年5月31日以前に建基法第6条第1項の規定による建築確認を受けた建築物であること。	○	○	○
2	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物であること。	○ ※	○	○
3	耐震診断に必要な設計図書(建築士法第2条第6項に規定する設計図書をいう。)を備えたものであること。	○		
4	耐火建築物(建基法第2条第9号の2に規定する建築物をいう。)又は準耐火建築物(建基法第2条第9号の3に規定する建築物をいう。)であること。		○	○
5	検査済証の交付を受けたものであること。		○	○
6	耐震診断に係る評定書及び耐震診断結果報告書(概要書等)又はこれに代わる書類を備えたものであること。		○	○
7	耐震診断の結果、 $I_s$ (構造耐震指標)の値が0.6相当未満であること。		○	○
8	建基法第10条に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと。		○	○
9	その他区長が特に認めた建築物	○	○	○

欄に○が付してある要件を適用する。(以下の表において同じ。)

※ 学校、幼稚園、保育所、病院その他公益性を有する建築物については木造も対象とする。

別表 1 - 2 (第 3 条関係)

助成対象建築物(緊急輸送道路沿道建築物以外の建築物)

	要 件	耐震診断	補強設計	耐震改修等 工事
1	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建基法第 6 条第 1 項の規定による建築確認を受けた建築物であること。	○	○	○
2	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物であること。	○ ※	○	○
3	耐震診断に必要な設計図書(建築士法第 2 条第 6 項に規定する設計図書をいう。)を備えたものであること。	○		
4	別表 4 の第 1 号、第 2 号に規定する特定既存耐震不適格建築物又はマンションであること。		○	○
5	延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> (幼稚園・保育所にあつては 500 m <sup>2</sup> )以上であること。		○	○
6	地階を除く階数が 3 以上であること。		○	○
7	耐火建築物(建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定する建築物をいう。)又は準耐火建築物(建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定する建築物をいう。)であること。		○	○
8	検査済証の交付を受けたものであること。		○	○
9	耐震診断に係る評定書及び耐震診断結果報告書(概要書等)又はこれに代わる書類を備えたものであること。		○	○
10	耐震診断の結果、Is(構造耐震指標)の値が 0.6 相当未満であること。		○	○
11	建基法第 10 条に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと。		○	○
12	その他区長が特に認めた建築物	○	○	○

※ 学校、幼稚園、保育所、病院その他公益性を有する建築物については木造も対象とする。

別表2(第3条関係)

助成対象要件

	要 件	耐震診断	補強設計	耐震改修等 工事
1	耐震推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針に適合すること。	○		
2	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項に掲げる者が行う耐震診断であること。	○		
3	原則として二次診断を行うものであること。ただし、建築物の規模等により必要と認められる場合には、三次診断を行うものとする。	○		
4	耐震性向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を把握するように努めること。	○		
5	耐震診断実施後、その内容について評定書を受けること。	○		
6	補強設計実施後、その内容について評定書を受けること。		○	
7	一級建築士が行う補強設計であること。ただし、建築士法第3条第1項に定める規模未満の建築物については二級建築士も行うことができる。		○	
8	建基法及び関係法令に不適合がある場合は、原則として、その部分を是正する設計を同時に行うものであること。		○	○
9	$I_s$ (構造耐震指標)の値が0.6相当以上となる補強設計であること。		○	○ ※ <sup>1</sup>
10	補強設計について評定書及び補強設計結果報告書(概要書等)を備えたものであること。			○ ※ <sup>1</sup>
11	補強設計について建基法第6条第1項の建築確認の手続きが必要な場合は、確認済証の交付又は耐震改修促進法第17条の耐震認定を受けているものであること。			○ ※ <sup>1</sup>
12	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の省エネ基準に適合するものとする。また、建替え後の住宅は、土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存するものとする。			○ ※ <sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 建替え工事及び除却工事には適用しない。

※<sup>2</sup> 建替え工事に適用する。

別表3-1 (第6条関係)

助成金の額・助成金限度額(緊急輸送道路沿道建築物以外)

区分	助成金の額(助成率)	助成対象経費の限度額	助成金限度額
耐震診断	助成対象経費の2/3以内	助成対象経費は、次に定める費用を限度とする。 ・床面積1,000㎡以内の部分は、3,670円/㎡以内 ・床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、 1,570円/㎡以内 ・床面積2,000㎡を超える部分は、1,050円/㎡以内	200万円
補強設計	助成対象経費の1/3以内	助成対象経費は、次に定める費用を限度とする。 ・床面積1,000㎡以内の部分は、5,000円/㎡以内 ・床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、 3,500円/㎡以内 ・床面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	100万円
耐震改修工事	助成対象経費に23.0%を乗じて得た額の2/3以内	助成対象経費は、ア、イを比較して低い額を限度とする。 ア)耐震改修工事に要する費用 ①51,200円/㎡以内 ②マンションにあつては50,200円/㎡以内 ③住宅(マンションを除く)にあつては、34,100円/㎡以内  イ)交付決定を受けた助成事業に要した経費の領収書で確認できる費用 (領収書受領前においては、見積書または請求書にて確認)	2,000万円

- ・法及び関係法令に不適合がある場合において、その部分を是正するための設計費・工事費は、助成金額を算出するための「要する費用」の対象としないものとする。(以下の表で同じ。)
- ・助成対象面積は、小数点以下切り捨てとする。(以下の表で同じ。)
- ・助成金に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。(以下の表で同じ。)

別表3-2 (第6条関係)

## 助成金の額・助成金限度額(一般緊急輸送道路沿道建築物)

区分	助成金の額(助成率)	助成対象経費の限度額	助成金限度額
診断 耐震	助成対象経費の4/5以内	助成対象経費は、次に定める費用を限度とする。 ・床面積1,000㎡以内の部分は、3,670円/㎡以内 ・床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、 1,570円/㎡以内 ・床面積2,000㎡を超える部分は、1,050円/㎡以内	240万円
設計 補強	助成対象経費の1/3以内	助成対象経費は、次に定める費用を限度とする。 ・床面積1,000㎡以内の部分は、5,000円/㎡以内 ・床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、 3,500円/㎡以内 ・床面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	100万円
耐震 改修 工事	助成対象経費の2/3以内 (床面積5,000㎡を超える部分は、助成対象経費の1/3以内)	助成対象経費は、ア、イを比較して低い額を限度とする。 ア)耐震改修工事に要する費用 ①51,200円/㎡以内 ②マンションにあつては50,200円/㎡以内 ③住宅(マンションを除く)にあつては、34,100円/㎡以内 イ)交付決定を受けた助成事業に要した経費の領収書で確認できる費用 (領収書受領前においては、見積書または請求書にて確認)	4,000万円
建替え 工事 (除却 工事 を含む) 又は 除却 工事	助成対象経費の1/3以内 (床面積5,000㎡を超える部分は、助成対象経費の1/6以内)	助成対象経費は、ア、イ、ウを比較して低い額を限度とする。 ア)建替え又は除却工事に要する費用 ①51,200円/㎡以内 ②マンションにあつては、50,200円/㎡以内 ③住宅(マンションを除く)にあつては、34,100円/㎡以内 イ)交付決定を受けた助成事業に要した経費の領収書で確認できる費用 (領収書受領前においては、見積書または請求書にて確認) ウ)上欄の耐震改修工事に相当する費用	2,000万円

別表3-3 (第6条関係)

## 助成金の額・助成金限度額(特定緊急輸送道路沿道建築物)

区分	助成金の額(助成率)	助成対象経費の限度額	助成金限度額
補強設計	助成対象経費の10/10以内	助成対象経費は、次に定める費用を限度とする。 ・面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内 ・面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内 ・面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	
耐震改修工事	助成対象経費の9/10以内 (分譲マンション以外の建築物であって5,000㎡を超える部分は、助成対象経費の17/30以内)	助成対象経費は、ア、イを比較して低い額を限度とする。 ア)耐震改修工事に要する費用 ①*51,200円/㎡以内かつ1棟当たり512,000,000円以内 ②*マンションにあつては、50,200円/㎡以内かつ1棟当たり502,000,000円以内 ③住宅(マンションを除く)にあつては、34,100円/㎡以内かつ1棟当たり341,000,000円以内 ※免震工法等を含む特殊な工法による場合は、83,800円/㎡以内かつ1棟当たり838,000,000円以内  イ)交付決定を受けた助成事業に要した経費の領収書で確認できる費用 (領収書受領前においては、見積書または請求書にて確認)	
建替え工事(除却工事を含む)又は除却工事	助成対象経費の2/5以内 (5,000㎡を超える部分は、助成対象経費の7/30以内)	助成対象経費は、ア、イ、ウを比較して低い額を限度とする。 ア)建替え又は除却工事に要する費用 ①51,200円/㎡以内かつ1棟当たり512,000,000円以内 ②マンションにあつては、50,200円/㎡以内かつ1棟当たり502,000,000円以内 ③住宅(マンションを除く)にあつては、34,100円/㎡以内かつ1棟当たり341,000,000円以内  イ)交付決定を受けた助成事業に要した経費の領収書で確認できる費用 (領収書受領前においては、見積書または請求書にて確認)  ウ)上欄の耐震改修工事に相当する費用	

別表3-4 (第6条関係)

助成金の額・助成金限度額(特定緊急輸送道路沿道建築物に対する加算1)

耐震診断の結果Is値が0.3未満の建築物の耐震改修工事を実施する場合は、下記表の範囲で別表3-3に定める額に加算することができる

区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修工事又は建替え工事(除却工事を含む)、除却工事	<p>改修工事単価※<sup>1</sup>が基本単価※<sup>2</sup>よりも高額になる場合、その差額に床面積の合計※<sup>3</sup>を乗じて得た額</p> <p>※<sup>1</sup>改修工事単価 耐震改修工事に実際に要する工事費の床面積の合計当たりの単価であって、次の額を限度とする。</p> <p style="text-align: right;">76,800円</p> <p style="padding-left: 20px;">マンション：75,300円</p> <p style="padding-left: 20px;">住宅(マンションを除く)：51,150円</p> <p>※<sup>2</sup>基本単価</p> <p style="text-align: right;">56,300円</p> <p style="padding-left: 20px;">マンション：55,200円</p> <p style="padding-left: 20px;">住宅(マンションを除く)：34,100円</p> <p>※<sup>3</sup>床面積の合計 改修工事単価を求めた時の床面積の合計をいう。(10,000㎡を限度とする。)</p>	<p>加算の基礎となる額の27/30 ただし、加算額は助成額の1/3を限度とする(分譲マンション以外で5,000㎡を超える部分は、加算の基礎となる額の33/60)</p>

- ・免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に83,800円/㎡を採用した場合は、この表による加算をすることができない。
- ・別表3-3の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて768,000,000円(マンションの場合は753,000,000円、住宅(マンションを除く。)の場合は、511,500,000円)以内の額とする。



別表3-5 (第6条関係)

助成金の額・助成金限度額(特定緊急輸送道路沿道建築物に対する加算2)

占有者が存する建築物の耐震改修工事又は建替え工事(除却工事を含む)、除却工事を実施する場合は、下記表の範囲で別表3-3に定める額に加算することができる

区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修工事	次の額の合計とする。 (1)賃貸住宅の場合 150,000円に戸数を乗じた額 (2)住宅以外の用途の賃貸借の場合 ア 専有面積が100㎡未満の場合 450,000円に件数を乗じた額 イ 専有面積が100㎡以上200㎡未満の場合 900,000円に件数を乗じた額 ウ 専有面積が200㎡以上500㎡未満の場合 1,800,000円に件数を乗じた額 エ 専有面積が500㎡以上の場合 4,500,000円に件数を乗じた額	加算の基礎となる額と助成対象経費(別表3-3の助成対象経費の限度額を超える場合は当該限度額)の1/15を比較し、低い方の額

別表4(第2条関係)

耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物一覧

建物用途		階数・面積	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場面積を含む。	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			階数2以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所			階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
第3号	避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合には6m超)	